

改正

平成31年4月1日規程第57号
令和3年4月1日規程第48号
令和4年4月1日規程第49号
令和5年4月1日規程第63号
令和6年4月1日規程第41号
令和7年4月1日規程第80号

東洋大学大学院国際観光学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学大学院学則（昭和29年4月1日施行。以下「学則」という。）第4条第5項に基づき、東洋大学大学院国際観光学研究科（以下「国際観光学研究科」という。）の教育研究に関し必要な事項を定める。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 国際観光学研究科は、学則第4条の2に基づき、研究科及び各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第1のとおり定める。

(修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針)

第3条 国際観光学研究科は、学則第4条の3に基づき、各専攻の修了の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を別表第2のとおり定める。

(教育課程)

第4条 国際観光学研究科は、学則第5条の2及び第7条に基づき、各専攻の教育課程における科目区分、授業科目及び研究指導科目の名称、単位数、配当学年、履修方法等を別表第3のとおり定める。

(修了に必要な単位等)

第5条 国際観光学研究科は、学則第12条及び第13条に基づき、各専攻の修了に必要な単位等を別表第4のとおり定める。

(改正)

第6条 この規程の改正は、学長が国際観光学研究科委員会の意見を聴き、研究科長会議の審議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規程第57号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規程第48号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規程第49号）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規程第63号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規程第41号）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規程第80号）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表第1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（第2条関係）

国際観光学研究科

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

【博士前期課程】

(1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 国内外の観光学および観光産業の現場でリーダーとしての役割を果たすとともに、学問、国内産業、広範な観光振興にかかわる高度な専門能力を有するグローバル観光エキスパートとして、以下の人材を養成することを目的とする。 ①インバウンド観光における、イノベーションを起こせる画期的な方策を指導できるリーダー ②国際的な観光開発プロジェクトにおける日本と諸外国の架け橋を務められる人材 (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 国内外の観光産業・観光政策・観光開発においてマネジメントできる能力を習得させることを目的とする。 【博士後期課程】 (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 国内外の観光学および観光産業の現場で指導的役割を果たすとともに、学問、国内産業、広範な観光振興にかかわる高度な専門能力を有するグローバル観光エキスパートとして、以下の人材を養成することを目的とする。 ①インバウンド観光における、イノベーションを起こせる指導者 ②国際的な観光開発プロジェクトにおけるマネジメントができる指導者 ③将来の国内外の観光学分野に従事する人材を育てる役割を担う教育者 ④国際観光学分野の研究により、観光学という応用分野の学術的発展に寄与できる研究者 (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 国内外の観光産業・観光政策・観光開発における人材を育てる指導にあたる能力を習得させることを目的とする。

国際観光学研究科国際観光学専攻

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 【博士前期課程】 (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 国際観光の発展のために高度な専門業務に必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持ち、かつ国際的な感覚を身に付けた専門家や研究者、および観光産業の経営の中核で活躍できる人材を養成することを目的とする。 (2) 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的 グローバル社会における観光分野の研究や実践現場において、リーダーの能力を習得させることを目的とする。 また、観光関係の業務に携わってきた社会人のリフレッシュ教育を推進する。 【博士後期課程】 (1) どのような人材を養成し、どのような人材を世に送り出すか 国際観光の発展のために高度な専門業務に必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持ち、かつ国際的な感覚を身に付けた国際観光学を専門とする大学教員・研究者を輩出するとともに、学位（博士・国際観光学）を有し、国内外の産業界において指導的な役割を果たす人材を養成することを目的とする。 (2) 学生にどのような能力を修得させるのか等の教育研究上の目的 グローバル社会の動向にも注視し、観光学、観光産業界に求められている学術成果を出せる能力を習得させることを目的とする。
--

別表第2 修了の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針(第3条関係)

国際観光学研究科国際観光学専攻

1. 修了の認定及び学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー） 【博士前期課程】 本研究科・専攻における人材養成に関する目的および教育研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位
--

を授与する。

(1)国際観光の発展に寄与する、高度な専門業務に必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身につけている。

(2)国際的な感覚を身につけている。

(3)先行する研究成果を吸収して、自身の研究に適切に活用できることに加え、該当分野における新たな知見を付与する能力を身につけている。

(4)自身の研究成果について、首尾一貫した理論に基づきつつ、自身の独創性を示す能力を身につけている。

【博士後期課程】

本研究科・専攻における人材養成に関する目的および教育研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。

(1)グローバルな観光学分野にイノベーションを巻き起こすシーズを生み出す能力を身につけている。

(2)日本の観光学分野を学術的および実践的双方から指導できる能力を身につけている。

(3)国際的な感覚とともにグローバルな観光産業や観光政策の現場で指導できる能力を身につけている。

2. 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

【博士前期課程】

(1)教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。

授業科目は、観光産業分野、観光政策分野、観光文化分野、ホスピタリティ分野に関する科目を体系的に配置しており、学生は自身の専門分野に応じて、必要な知識を幅広く修得することが可能であり、観光産業を牽引できる経営幹部に必要な資質として、①経営に必要なリソース（ヒト、モノ、カネ）や情報のマネジメントに係わる能力②関連する観光関係のデータの統計学的分析を行う能力③観光に係わる定性的事例研究に独創性を以って取り組める能力の3つを重視して教授する。

研究指導においては、現場主義を重視し、ケース・スタディ、フィールド・ワーク、実態調査などを活用し、理論の応用に重点を置いた実践的で学際的な指導を行う。

授業科目と研究指導を通じて、実務で役立つ観光産業の経営手法を教授するとともに、英語にはじまる国際語を導入し、グローバル社会で活躍できるコミュニケーションスキルの向上も行う。

(2)成績の評価

成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。

②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。

③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

【博士後期課程】

(1)教育課程の編成／教育内容・方法

ディプロマ・ポリシーの達成のために、「授業科目（コースワーク）」と「研究指導（リサーチワーク）」を適切に組み合わせた教育課程を体系的に編成する。

授業科目ではディスカッションを通して、リサーチワークを遂行するための研究方法を学び、アカデミックフィールドに精通した教員から、高度な専門領域の知識を深く習得できるようにしている。また、近接する研究テーマの学生も交えワークショップ等を実施し、多くの学生から刺激を受けて自身の研究遂行に役立てる。

研究指導では、現場主義を重視し、ケース・スタディ、フィールド・ワーク、実態調査などを活用し理論の応用に重点を置いた実践的で学際的な研究指導を行う。

授業科目と研究指導を通じて、グローバル時代に通用する英語による学術研究も行える人材を養成し、グローバル観光学分野にイノベーションを起こせる研究者を育てていく。

(2)成績の評価

成績については、客観性及び厳格性を確保しつつ、以下の要素・方法により評価する。

①授業科目については、あらかじめ示す成績評価基準に沿って、各授業科目のシラバスに記載されている方法により、授業担当教員が評価する。

②研究指導については、研究過程における達成度を、あらかじめ示す研究指導計画をもとに、論文報告会等を通じて、研究指導教員および本専攻所属教員により組織的に評価する。

③学位請求論文については、あらかじめ示す論文審査基準、審査体制に基づき、評価を行う。

3. 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

【博士前期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

(1)国内外の観光学分野における課題に取り組み、改善・解決策を提案するための基礎知識を有する者

(2)観光の現場で求められるニーズに対応するため、英語をはじめとした語学の知識を有する者

(3)観光分野とくにホスピタリティ産業を牽引する経営幹部を目指し、グローバル化による多文化共生社会において文化や経営の哲学を含めて観光実務に携わる能力のある者

(4)国内外における地域づくりや国際観光の発展にかかわる諸問題の解決及び調査研究に自らが意欲的に取り組む意思のある者

【博士後期課程】

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した者を受け入れる。

(1)国内外の観光産業・観光政策・観光開発のいずれかにおける研究あるいは実践した経験や知識のある者

(2)英語にはじまる国際語を駆使してグローバル観光分野の研究に励み、観光学分野へ成果を還元できる能力のある者

(3)ICTを活用し、複雑化していく社会の動向に常に前向きで研究できる能力のある者

(4)国内外における地域づくりや国際観光の発展にかかわる諸問題の解決及び調査研究に対し、高い志を抱きつつ、自らが意欲的に取り組む意思のある者

(5)持続的な社会の発展のためにこの新しい実証的な学問を追究し、修了後も引き続き研究を発展継続させて行く意欲のある者

別表第3 教育課程（第4条関係）

国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程 授業科目

区分	必修・ 選択の 別	科目名	講義・演習 の別	配当学年	単 位 数	備考
研究スタートア ップ科目	選択	地域経営特論	講義	1～2	2	
研究スタートア ップ科目	選択	旅行産業特論	講義	1～2	2	
研究スタートア ップ科目	選択	観光政策特論	講義	1～2	2	
研究スタートア ップ科目	選択	観光資源特論	講義	1～2	2	
研究スタートア ップ科目	選択	サービス・マネジメント特論	講義	1～2	2	
研究スタートア ップ科目	選択	ホスピタリティ・マネジメント特論	講義	1～2	2	

研究スタートアップ科目	選択	観光文化特論	講義	1～2	2	
研究スタートアップ科目	選択	観光調査・統計解析特論	講義	1～2	2	
研究スタートアップ科目	選択	日本歴史観光資源特論	講義	1～2	2	
研究スタートアップ科目	選択	経営学特論	講義	1～2	2	
研究スタートアップ科目	選択	観光学体系特論	講義	1～2	2	
専門科目	観光産業分野	選択	交通経営特論	講義	1～2	2
専門科目	観光産業分野	選択	エアラインマネジメント特論	講義	1～2	2
専門科目	観光産業分野	選択	エアラインサービスマネジメント特論	講義	1～2	2
専門科目	観光産業分野	選択	不動産法特論	講義	1～2	2
専門科目	観光産業分野	選択	美術館経営特論	講義	1～2	2
専門科目	観光産業分野	選択	観光学教授法	講義	1～2	2
専門科目	観光産業分野	選択	観光教育法特論	講義	1～2	2
専門科目	観光産業分野	選択	イベント企画特論	講義	1～2	2
専門科目	観光産業分野	選択	デスティネーション・マーケティング特論	講義	1～2	2
専門科目	観光政策分野	選択	都市観光システム特論	講義	1～2	2
専門科目	観光政策分野	選択	環境保全特論	講義	1～2	2
専門科目	観光政策分野	選択	自然観光計画特論	講義	1～2	2
専門科目	観光政策分野	選択	観光開発特論	講義	1～2	2
専門科目	観光政策分野	選択	観光まちづくり特論	講義	1～2	2
専門科目	観光政策分野	選択	地域創造手法特論	講義	1～2	2
専門科目	観光政策分野	選択	観光による地域再生特論	講義	1～2	2
専門科目	観光文化分野	選択	観光情報マネジメント特論	講義	1～2	2
専門科目	観光文化分野	選択	ツーリズム・カルチュラルコミュニケーション	講義	1～2	2
専門科目	観光文化分野	選択	世界遺産特論	講義	1～2	2

専門科目	観光文化分野	選択	日本事情特講	講義	1～2	2	
専門科目	観光文化分野	選択	ヨーロッパと旅の思想	講義	1～2	2	
専門科目	観光文化分野	選択	観光人類学特論	講義	1～2	2	
専門科目	ホスピタリティ分野	選択	観光・ホテル事業特論	講義	1～2	2	
専門科目	ホスピタリティ分野	選択	温泉リゾート特論	講義	1～2	2	
専門科目	ホスピタリティ分野	選択	ホスピタリティ会計ファイナンス特論	講義	1～2	2	
専門科目	ホスピタリティ分野	選択	国際観光マーケティング特論	講義	1～2	2	
国際観光開発分野		選択	国際観光応用学特論	講義	1～2	2	
国際観光開発分野		選択	国際観光応用学演習	演習	1～2	2	

国際観光学研究科 国際観光学専攻 博士前期課程 研究指導

区分	必修・選択の別	科目名	講義・演習の別	配当学年	単位数	備考
研究指導	必修	国際観光学研究指導		1～2	2	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。
- 「演習」または「講義」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができる。ただし、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育上必要と認めるときは、学則第8条に基づき、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる（同一科目は1回目のみ修了要件として扱い、2回目以降の履修によって修得した成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。

また、上記により履修し修得した単位は、学則第10条の2に基づく、本大学院に入学する前に修得し、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位（既修得単位）と合わせて、20単位を超えない範囲で修了要件に充当することができる。ただし、この場合においてそれぞれ修了要件に充当することができる単位は15単位を超えない範囲とする。

- 「国際観光応用学特論」はJICAボランティア派遣者のみ、「国際観光応用学演習」はJICAボランティア派遣者及びJETROインターンシップ海外派遣者のみ、履修することができる。なお、「国際観光応用学演習」は、履修方法3にかかわらず8単位まで修了単位として認められる。

国際観光学研究科 国際観光学専攻 博士後期課程 授業科目

区分	必修・選択の別	科目名	講義・演習の別	配当学年	単位数	備考
----	---------	-----	---------	------	-----	----

	必修	国際観光学特殊研究	演習	1～3	2	
国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程 研究指導						
区分	必修・選択 の別	科目名	講義・演習の 別	配当学年	単位数	備考
	必修	国際観光学研究指導		1～3		

履修方法

- 1 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 2 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。
- 3 本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本大学院の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修することができる。

別表第4 修了に必要な単位等（第5条関係）

博士前期課程

専攻	単位数等
国際観光学研究科国際観光学専攻	(1) 修了要件となる科目で30単位以上修得すること。ただし、東洋大学大学院学則第12条の特定の課題についての研究成果により審査を受けようとする者は、修了要件となる科目で32単位以上修得すること。 (2) 主指導教授の「国際観光学研究指導」を、毎セメスタ必ず履修し、8単位修得すること。 (3) 8単位以上修得した場合、修了要件としては8単位まで認められる。

博士後期課程

専攻	単位数等
国際観光学研究科国際観光学専攻	(1) 主指導教授の「研究指導」を、毎セメスタ必ず履修すること。 (2) 「国際観光学特殊研究」を、毎セメスタ必ず履修すること。